

日本科学者会議
京都支部ニュース 10月号 No.488

2024年10月18日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・事務局長談話：核兵器禁止条約の即時批准を日本政府に求める—日本被団協のノーベル平和賞受賞によせて—……………2
- ・日本被団協のノーベル平和賞受賞を祝うメッセージ（核兵器廃絶ネットワーク京都）……………3
- ・『日本の科学者』読書会9月例会「学校教育における雇用・労働と研究活動」……………3
- ・10月6日 ひきこもり学会 第18回定例会 報告（近藤真理子）……………8
- ・「9.23 老朽原発うごかすな！高浜全国集会」と高浜町・関電への申し入れの紹介……………11
- ・支部主催・関連行事案内……………12
- ・支部幹事会だより……………13

＜本年度会費の早期納入願い＞

2024年度会費の納入率は9月末現在、77%（未納会員は39人）となっています。会費（一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、若手会員：4,200円。家族割会員の方にはすでに全員、納入いただいています）を納入くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方は8月に会誌を送付した際に振込用紙を同封しておりますので、そちらをご利用ください。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

支部からの各種案内を受け取るメールアドレスの登録・変更がある場合は、下記サイトからお願いいたします。支部へのご意見も賜ります。

<https://forms.gle/bzqTZCQm816CUtDY9>



事務局長談話：核兵器禁止条約の即時批准を日本政府に求める —日本被団協のノーベル平和賞受賞によせて—

2024年10月16日 日本科学者会議事務局長 竹内 智

ノルウェー・ノーベル委員会は、2024年のノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与すると10月11日に発表した。核兵器が二度と使用されてはならないという「核のタブー」を広め、核兵器のない世界を目指すという日本被団協の反核・平和活動が高く評価されたものである。

人間は未来を想像できる能力を持ち合わせている。世界的な核戦争が勃発するならば、莫大な核エネルギーにより多くの市民が犠牲となり、自然や都市の大規模な崩壊と火災によって膨大な量の塵（ちり）と煤（すす）が発生する。それらが地球を覆って太陽光を遮り、そして核の冬が到来することになるだろう。ヒロシマやナガサキにおける被爆の実相を知らずとも、誰もがその惨状を想像し、最大の環境破壊がもたらされることを認識することができるだろう。

米国の原子力科学者会報（Bulletin of the Atomic Scientists）が毎年発表している「終末時計」は、昨年に続き最短の90秒となった。これには、ウクライナ侵攻を続けるロシアによる核兵器使用の脅威、北朝鮮による中長距離弾道ミサイルの度重なる発射、軍事力による実効支配を目論む中国、さらにはロシアと米国間で締結された新戦略兵器削減条約（新 START）失効の危機など、人類がかつてないほど核の脅威に晒されていることが背景にある。

このように核戦争が現実味を帯びてきた中においても、日本政府は、これまで米国の「核の傘」によって日本の安全保障が保全されているとして、核兵器禁止条約締約国会議にはオブザーバー参加さえも認めていない。しかも、アジア地域における武力有事を国民に過大に煽ることで、安保法制の承認や軍事費の増大など、「戦争のできる国」を目論んでいる。しかしながら、軍事力や核抑止力の増大は、大国間における武力紛争の危険性を増幅するだけである。唯一の被爆国である日本における政府の役割は、外交指針の一つとして掲げられている「人間の安全保障」を実質化し、紛争国間の仲介役として武力によらない平和の構築に貢献することである。

日本被団協へのノーベル平和賞授与は、長きにわたって艱難辛苦の日々を送らざるを得なかった被爆者と反核・平和活動家にとって、核兵器のない世界の構築に向けた希望の灯となっただけでなく、日本政府が核兵器の廃絶に向けて一歩踏み出すことも促している。一刻も早く核兵器禁止条約の批准に向けて日本政府が行動することを強く求めるものである。

日本被団協のノーベル平和賞受賞を祝うメッセージ

核兵器廃絶ネットワーク京都

日本被団協のノーベル平和賞受賞、本当におめでとうございます。受賞を聞くことなく亡くなっていった多くのヒバクシャの人のたちと、支えてきた数多くの市民活動の受賞でもあり本当に良かったと思います。

ヒバクシャ運動は自分たちの悲惨な体験を報復の連鎖ではなく、誰にも二度と自分たちと同じような悲惨な目に合わせてはいけない、という平和をつくる運動でした。核廃絶の運動をすることを自分たちの生きる証とした壮絶な生き方は人類が生き残るための道筋を示しものです。人を殺してはいけない、戦争はいけない、植民地はいけない。人類は悲惨で不条理な体験から法や規範を作り育ててきました。ヒバクシャの悲惨な体験から核兵器禁止条約が作られました。この禁止条約を世界の常識に育てていかなくてはなりません。唯一の戦争被爆国であり憲法9条をもつ日本はその先頭に立つ人類史的使命を負っています。

被爆から 80 年を迎え、やがて直接の被爆体験を語る人はいなくなります。しかし、ヒバクシャの声を聴き自分自身の未来を考えて行動をはじめた若者たちが、国連や世界を舞台に活躍し始めたことは私たちに希望を与えます。

核抑止論は核兵器の使用を前提にしています。ヒバクシャ運動は核の使用をタブーにしました。核兵器が使われる未来より、核兵器を廃絶し核兵器の恐怖から自由になる世界を想像しましょう。今回の被団協のノーベル賞受賞を自分の事として喜び、考え、学び、力を合わせて核なき平和な未来をつくっていきましょう。

2024 年 10 月 16 日

核兵器廃絶ネットワーク京都

『日本の科学者』読書会 9 月例会 (9/24) の報告 :

8 月号 特集 : 「学校教育における雇用・労働と研究活動」

標記例会が 9 月 24 日 (火) 15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 7 名。8 月号の特集は「学校教育における雇用・労働と研究活動」をテーマに構成されており、読書会ではそのうち 3 編の論文が紹介された。著者の小畑耕作氏にも参加していただき、末尾のような感想をいただいた。

高橋哲 : 「給特法改正論の盲点—質の高い教師確保特別部会「審議のまとめ (素案)」の批

判的検討」(報告 : 前田耕治)

中央教育審議会の「質の高い教師確保特別

部会」(以下、特別部会)が、2024年4月19日の第12回会合にて、「審議のまとめ(素案)」(以下、素案)を公表した。その中で、給特法の改正点として、下記が挙げられた。

- ・教職調整額の率を現行4%から10%以上に引き上げ

- ・将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を「月20時間」程度に縮小

- ・教諭と主幹教諭の間に「新たな職」を創設し、人事管理に活用

著者は、この改正について、超勤手当を支給しない特殊ルール(「定額働かせ放題」)を維持したままであり、給特法廃止を求める声が強まる一方で、「残業月20時間」や「新たな職」については注目されていないと指摘した。その「素案」の盲点として、次の3点を強調した。

- 1) 多忙化の原因は自律的に自らの業務内容をコントロールできない点にあり、「新たな職」の導入は、「働かざるを得ない」環境をむしろ強化する。

- 2) 「月20時間程度」の「タダ働き」を教職調整額の増額で合法とする点は労基法からみれば違法である。

- 3) 「素案」が示す「労働時間」の認識が従来の文科省のロジックをも転覆させる混乱を含む。

著者は、「新たな職」の導入がもたらした影響について、東京都の「主任教諭、指導教諭」の先例をあげて説明した。結果として、評価が細分化され、制裁としての差別的給与体系が生じて、「自律的な労働」から「評価に基づく管理のもと他律的な労働」に変化したと述べている。

著者は、労基法32条、37条に違反する「タダ働き」が容認される根拠として、1)月額4%

の教職調整額支給で超勤手当の代替とする、2)合法的な時間外勤務の対象業務を「超勤4項目」(①生徒実習、②学校行事、③教員会議、④非常災害など)に限定するの2点を挙げ、そのうえで、教員の時間外労働の大半は「4項目」以外の業務という「不都合な真実」を指摘した。「タダ働き」が許されたのは、文科省の「解釈と運用」であり、それこそ、給特法問題の本丸であると強調した。すなわち、「4項目」以外の業務は、教員が勝手に行った「自発的行為」という解釈であり、文科省が「労基法上の労働時間」として認めなかったからであると糾弾した。

そのうえで、「素案」は、超過勤務手当を却下する理由を埼玉教員超勤訴訟判決(地裁・高裁)から引用し、「教師の自主的で自立的な判断に基づく業務と、校長等の管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体であり、正確に峻別するのは極めて困難」としている。実は、その判決は、教員の時間外労働のうち、労基法上の労働時間に該当する時間があったことも認定している。著者は、「特別部会」が渾然一体論を採用したことで、「労基法上の労働時間」にあたる時間外労働の存在を公認したことになり、従来の文科省の解釈を混乱させていると指摘した。

最後に、著者は、「盲点」に向き合う対策として、次の4点を挙げた。1)「超勤4項目」を含めて時間外労働を「労基法上の労働時間」として認める、2)「超勤4項目」以外の業務については、36協定の締結を行う、3)教員の仕事の自律性を取り戻し、その専門性を発揮しうる勤務時間管理の在り方を模索する、4)これらを実現するための、十分な教職員数とそのための予算の確保する。

読書会では、その後の展開として、8月末

の文科省概算要求を紹介した。そこでは、教職調整額の13%への引き上げや35人学級、教科担任制拡充などのための教員増員などが挙げられているが、著者のいう2つの盲点に対する改善策はない。

【意見交換】

・ILOの労働時間条約に日本が批准していないことや、UNESCOの「教員の地位に関する勧告」が守られていないことに対する指摘を加えるべきである。

・組合を中心とする運動にどう反映していけばいいのかという観点が欲しい。

・「タダ働き」の問題は、聖職メンタリティの払拭や労働組合の弱体化と関係している。

・教員の時間外労働を法的に取り扱う場合、管理的業務と区別される自発的業務とは何かを考えなければならない。大学教員のように、研究が業務として位置づけられない独自の問題がある。

杉浦 健：「教員評価システムを教員支援のための評価システムへ」（報告：右近四郎）

この論文では、現行の教員評価システムの現状について調査がなされ、利点や問題点の考察の結果、教員の能力や業績を客観的かつ公平・公正に評価することが不可能であると指摘した。教員の成長や発達を妨げる要素のある「教員評価に基づく給与反映」をやめ、教員評価の目的を教員の成長や発達の支援のための評価に限定する「教員支援のための評価システム」へと移行することを提案された。

現行の「目標管理制度」に基づく教員評価システムでは学校評価の目標に基づいて自己申告にて各教員が自らの目標を設定し、「能力評価」と「業績評価」の観点から総合評価を算出している。3段階（S, A, B）や5

段階（S, A, B, C, D）評価が一般的である。この評価制度の目的は教員の意欲・資質能力の向上、学校の活性化であったが、勤務評定が形骸化し、行政改革（給与削減）の動機にしかなくなっていない。

教員評価システムに基づいて給与反映の弊害については、効果よりも負の効果が大きく、意欲の減退やストレス増大、離職の原因となっており、学校の在り方をマイナスにしている。また、教員の協働を妨げ、生き生きと働くことを阻害している。

「大阪府の教職員の評価・育成システムのアンケート」（大阪府教育庁 2017年）

政令指定都市を除く府立学校長、副校長、市町村教育長、市町村立学校長の全数調査ならびに4556人の教職員のデータと自由記述のアンケートが行われた。結果：本システムは教員の意欲や資質向上につながっていない60~70%。20代では肯定的にとらえているものが多い。年齢が上がるに従って否定的に捉える傾向がある。原因：若い時期には自身の成長が感じられ、それを評価されることにやりがいを感じるが、年を経るにつれて成長の度合いも鈍化し、挫折も多くなるために相対的に評価も低下するため、やりがいも低下する。

教員評価の難しさ

1つ目：教員の能力評価は、教員の持つ価値観そして学校や管理職の持つ価値観から切り離せない。

学校や管理職の持つ価値観と異なる価値観を持つ教員は、学校や管理職から認められず、能力評価が低くなりうる。例：校則の厳しい学校、自由な校風で、子供の自立性を尊重する学校。

2つ目：教員の仕事は、授業から生徒指導、校

務分掌，部活動等，多岐にわたり，それら軽重が異なる教員を一つの物差しで客観的かつ公平・公正に評価することは非常に難しい。複数の仕事を比較する客観的な得点表など無い。高等学校や支援学校（学校によっては教員数が100名を超える）では管理職が把握しきれていない。

3つ目：教員の成長・発達が客観的かつ公平・公正に測定できない。教員の成長・発達が，単に教える技術の向上にとどまるものではなく，「教師としてのアイデンティティ形成」であり，そのプロセスについても，教員評価システムが想定するような直線的かつ積み上げ式に成長・発達するものではなく，ジグザグに，時には教師としてのアイデンティティが大きく揺らいだり損なわれたりする危機を乗り越えていくことによって成長・発達していくものであることを明らかにしている。

教員の成長・発達を促すためには，教員評価システムによる評定よりも，危機に対する支援が必要である。

これからの教員評価システムへの提言

教員評価による給与反映の廃止を提案。これは教員の給与に差を付けるべきではないということでも，給与は完全年功序列であるべきということでもない。教員の能力や仕事が客観的かつ公平・公正に評価ができない以上，客観性，公平性・公正性が必要な「給与反映を行うこと」は教員評価システムをもってしては行うべきではない。

給与反映のために行う客観的かつ公平・公正を目指した評定は，教員の成長・発達のプロセスとなる危機の経験に対して追い打ち的に働くことによって，教員の成長・発達をむしろ妨げている。

教員評価システムを教員支援のための評価

システムへ

教員評価システムにおいて本当に重要なのは，教員の成長・発達観の転換であり，危機に直面している教員を低く評価して追い打ちするシステムの「教員評価・育成システム」から，苦しむ教員の問題を評価によって解きほぐし，適切に支援することで教員を育成するための「教員支援のための評価システム」への転換が重要である。

「教員支援のための評価システム」：教員としての成長・発達とは，教師としてのアイデンティティ形成であり，評価をその支援・育成のために使うと考えるシステム。自主的な目標の設定や教員と管理職との面談など，これまでの教員評価システムで効果を上げていた部分をそのまま教員の成長・発達のために利用する。前向きな改善のための現状認識（アセスメント，assessment）のために使われる。頑張っている教員全員を評価することや，逆に客観的なエビデンスが必要なために低く評価できなかった教員（管理職の自由記述にあった）に対しても，アセスメントという形で課題を示し，育成につなげることもできる。評価する者は主幹教諭や同僚であっても可能である。

教員評価システムを教員支援のための評価システムに変えるのは，学校そのもののあり方を変えることであり，学校づくりの転換でもあるのである。

わたしの経験：同僚評価と聞いての感想。以前働いていた大学では5年に1度は必ず同じ科目群の同僚教員（授業参観）を受けねばならない。講義内容のみならず，喋り方，板書の仕方まで採点されるのには辟易し，すごくストレスになった。授業や実験実習に関する副読書を毎年編纂したことなどの成果を書

いたが、こういったベストティーチャー賞＝アメを用意しながら、教育・研究成果を同僚同士で競争させることはストレスでしかない。現在では大学や学部主導の評価システムとは別に、授業担当者内のFD(物理実験担当者会議)を活性化させて、受講生の声も反映させながら教育の向上を図っている。

小畑耕作：「特別支援学校における教員評価の実践への影響-学習指導要領改訂がもたらすもの」(報告：清水民子)

著者は特別支援学校(養護学校)での教育実践歴を経て大学での教職についている。本稿はその経験から、かつて1980年代には新設養護学校の高等部教育課程づくりなど教員集団が創意工夫の授業づくりを行う自由があった時代から近年は多忙化と休業中の校外・自宅研修の制限、教職員評価システムの導入など管理強化が進む職場の変化をとらえようとしている。

資料1は特別支援学校現職教員33名(研究会参加者)へのアンケート調査であり、仕事に「やりがいを感じない」、「早期退職を考える」などの声や多忙化の実情(休日の仕事、自宅での教材準備)、授業の指導案では学習指導要領との整合性を指摘されることが多くなり、指導要領や解説を参照しなければならないことが多くなっている(創意工夫の授業づくりができない)現実をとらえている。

資料2は特別支援学校教員経験25年以上10名へのインタビュー調査であり、アンケートで浮かび上がった実情と要因を掘り下げるための意見聴取となっている。とくに授業に関して学習指導要領の改訂ごとに創意工夫による授業づくりが困難になり(管理主義の強化)、教科・領域を合わせた指導が認められず、教科の視点での評価を求められる、視

覚支援の教材が重視され、パワーポイント作成が特別支援教育の専門性であるかのよう
にみなされるなどの指摘は興味深い。

【紹介者感想】

アンケート記入者の7割が女性とあったが、現実の人数比も同じであるらしい。著者によれば教員採用(試験)の段階で男性が少ないのだと説明された。紹介者は30年ほど前に養護学校の女性教員の集まりで、養護学校は女性の多い職場なのだと聞いた(児童・生徒数では男子比率が大きい)。着替えやトイレ、入浴など生活介助は同性間で行うルールにしているので困ることは多々あるとのことである。今回の特集論文の主題ではないが、機会を改めて議論してみたい問題だと思う(ジェンダー論、ケア労働論が関係する)。

【著者の小畑耕作氏の感想】

JJS編集委員の近藤真理子先生よりテーマに基づいた執筆依頼があり、この度、投稿させて頂きました。また、編集員の皆様には、修正や校正を頂き、お世話になりました。今回の読書会では、清水民子先生が、この論文を読書会に紹介して頂きました。

読書会の先生方は、特殊教育学会やSNE(特別ニーズ教育)学会の研究者ではなく、他の分野の方々に私にとってとても新鮮な読書会となりました。

清水先生からの質問に対して補足します。
・特別支援学校教職員数の男女比率は、7:3、児童生徒の男女比率はおよそ2:8です。日常生活指導の更衣、トイレ、入浴指導等は同性支援が原則です。そのため、男性教員の負担が大きい。特別支援教員採用試験に男性の応募が少ないことと採用試験に合格する男性が少ない。そのため、学校には、男性の講師が多い現状になる。

・特別支援学校教職員の自主研修実態は、土日、休日、長期休業中に主体的に民間研究会等参加する若い教員や男性教員は極めて少ない。

・教員評価は2014年、改訂された地方公務員法で発揮した能力、挙げた業績を人事制度とリンクし、任用、給与などの人事管理にす

るという。支援学校教員の職務は、担当した児童生徒の障害や実態の違い、保護者との関係、校務の状況の違いなどで教職員の評価は、基本的には評価はなじまないと考える。

以上です。編集委員の先生方、清水民子先生、有難うございました。

10月6日 ひきこもり学会 定例会 報告 立命館大学朱雀キャンパス・大阪健康福祉短期大学

3年前に設立されたひきこもり学会は、毎月定例会を行っている。加えて月に1回大きなシンポジウムを開催してきた。本学会は日本科学者会議京都支部のメンバーも数名かかわって、設立されている。学会設立準備会は大阪経済大学で、設立後第1回目は堺市総合福祉会館と続き、今回は京都の立命館大学朱雀キャンパスでと堺市の大阪健康福祉短期大学との併催として開催をされ、日本科学者会議京都支部も後援となり、支部メンバーからは、森下博氏が開会のあいさつを、伊田勝憲氏の報告がされ、オンラインで20名、堺で20名、京都では25名の参加があった。

まず、講演は吉田穂波氏の「受援力」をテーマとしたご報告があった

東日本大震災の時に、困ったら助けてといえはいいのだとこの言葉を行政が中心に使い始めたという。自分一人で抱え込まずに、助けてあげたいと思っている人がいるのだから、その人のためにも堂々と助けてほしいといえはいい。自分で頑張ることは必ずしも美德とは限らないし、助けてほしいという私を承認すればよいのだというお

話であった。

そのお話を基底に堺から、ひきこもりの子ども（成人）のいる保護者、虐待経験のある看護師、社会福祉協議会の職員の3名のご報告があった。お一人目は、子どもさんが学校に行かなくて困っているのに、どこに行っても助けてもらえなかった、医療機関等に行っても本人連れてきてほしいと言われる。その通りで、医師にすれば本人を診ないことには何の診断名も処方箋も出せないのである。誰にも助けてもらえなかった。それでもいろんなつながりを頼りに、家族会等にたどり着き、今は家族会等の相談や講演の中で、助けを求めているのだと話しているという。2人目は看護師の方で、自身は自身の親子関係の悩みもあり、子どもを虐待のような関わりをして育てたという。今は心理や対人援助を学び、資格を取得し、活躍をしておられる。相手の思いを受け止めて、応える立場の支援者として活動をしているという点において受援力の受け手なのであろう。3人目が受援力を受け止める立場でもある社会福祉協議会職員の方のご報告で、各地のひきこもり支援の場所や団体も

含めて、声を出せば何かに届くという環境について確認ができた。

続いて京都会場がメインとなり、おやじの会の上坂秀喜氏、藤本文朗氏の代わりに近藤、京都支部の伊田勝憲氏と報告が続いた。上坂氏は居場所を京都市東山区で開催をしており、その場所では当事者が封入作業のようなその場にいるだけでいい作業から、集中もできるし、なんかお互いの手もとの気になるアートの活動、音楽を共通の話題として話をするバンド活動など段階的な取り組みをなさっておられる。またやってみたいこと、行ってみたいことを実現するグループもあり、今度は競馬場に行く計画があるのだという。利用者は段階的に人の輪に入りながら、少しずつかわりの距離感や頻度を変えていくことができる。居場所は温泉だという、ともにいる空間を企画、保障をする形で受援者の受け手を担っている。

伊田氏のご報告では、適応とは何か、社会に適応するとは何か、ということまた自分のありたいイメージや心の状況に適応するということもあるのではないかと、ご発言をされた。学校には適応ができなくとも、サードプレイスなら適応ができるという場合や人もいるであろう。そういう点から居場所の意義は大きい。また居場所で過ごすのか、どのように日中過ごしたいのかという自分自身の心に適応という視点もあろう。

社会、それが子どもにとっての学校で、そこに適応をするために、外出して、適応指導教室に行って、保健室登校、教室というようにゆるゆる段階的に適応を目指すということばかりが是ではなく、もっと大回りな方法があるのではないかとご発言をされ

た。自身の例を引いて以下のような話をされた。学校に行かなくなって家にずっといた時に、学校に行っていないことを知らない鉄道仲間の遠方の友人から連絡があり、会うために早朝に出かけたことが家から出るきっかけだったという、思いがけない何か、伊田氏の言いによる大回りには見えたり、無関係なことが意外とその子の心の適応を促したり、外出のきっかけになることもあるのではないかと、ということであった。

ご発言の中心はBPSモデル (Bio-Psychosocial : BPSモデル : 人間は生物的側面・心理的側面・社会的側面が相互に影響して成り立っているという立場から、疾病や不適応などの問題について、3つの側面の相互作用として現れていると捉える考え方) から不登校やひきこもりを捉えるということ、すなわち本人や家族という個人的なレベルの話ではなく、実際は社会との関係や環境の問題、本人自身にも発達特性、認知もあり、その複合体として事象をみていく必要があるのではないかと、ということであった。誰かが頑張った結果として何かが変わるというものではない、すなわち頑張ったから登校ができる、できない、これをしたらこうなったという単純なものではない。教育において意図的に計画的にカリキュラムを組み立てて実践をしても、無意図的で潜在的な学びの方が子どもにとって成果がある場合が多いということにもつながっているように感じた。それで言うと学級担任や保護者が、必要以上に責任を感じたり、頑張る必要もなく、でもその偶発性を待つ(鉄道友との関係というような)こともなかなか難しいということを理解し、社会で生きるということは、つながりや関係性がみえにくいけれ

どもなにか偶発的な出合いやタイミングがあり、その期待も重要な要素があると感じた。

藤本氏は、当日お休みになられ、レジメをもとに近藤が報告をした。氏の報告は、2点で、1点目はご自身の家族との関係、2点目はインテークから見えることのひきこもりの実態の2点であった。報告の文章を参考にしながら、私は自分は感想のような話をした。

支部ニュース等でもよく触れておられるが、ご自身は89歳、息子さんは50代で在宅をしているいわゆる8050の家庭である。息子さんは家庭で主に介護や、家事労働、時に藤本氏の文字お越しなど研究の手伝いをされているが、外勤はしていない。氏の著作の『ひきこもっても元気に生きる』にあるように、「元気に」生きているという点において特段は問題がないように見えるが、実際は、親亡き後のこと、収入のないこと、障がい者福祉の恩恵も特にないという問題がある。大家族で専業主婦のお嫁さんがおじいちゃんおばあちゃんの世話をするとでは、外勤をする主がいるか否かでは大きく異なる。

自助と言われれば、高齢者やひきこもり当事者を家族が支えることになるだろうが、ひきこもりについての施策や経済的支援という公助が不十分で、高齢者福祉の自己負担額も大きい中、家族の助けあいという「善」に介護を任せてしまえば、一家共倒れを引き起こしかねない。しかし今日60代と80代の親子が餓死、という新聞記事も珍しくない。

この状況では息子さんが例えば結婚を考えたとして、遠方で暮らすことは介護の問題で難しいと考えるであろうし、結婚の条

件は限られてくる。親は親亡き後息子は大丈夫か、と不安になる。ここで考えられるのが、上坂氏が主宰されるような全国にも展開される親の会の共助の視点である。地域ではなかなか周囲の目もあり、助けを求めにくい現状があると上坂さんにご報告をしていたが、それでも自分の居場所や助けてもらえる場への参加やつながり、社会福祉協議会等の力を借りながら、共助となる機会やつながりが見つかることを期待したい。

また、親亡き後、自分が家を出た後の不安についても、伊田氏のいう外出のきっかけの偶発性に倣って、その後はその人の努力だけではなくBPSモデルの様々な要因が重なり合って結果として社会への適応ということもあるのかもしれないということに期待を持ちたいし、そのためにもそこを支える社会における共助の力や場が必要なのである。伊田氏の言う適応という視点において、学校や会社に「適応」ができなくても自身がその場にいられるという場がどこかにあって、その人たちとともに在ることが保障される時間と空間の機能の果たす役割は大きいのではないかと考えた。

2点目のインテークについては、藤本氏は22名のケースの援助をしてこられているが、実際に当時の記録では「そろそろ就職をしたい」など今後の展望は見え、そこでかわりの記録はない。その後のかわりやカウンセリングについての記録は資料にはないため、そのような支援をされているのかはわからないが、支援者の手を離れてもその後の生活の保障について、いつでも「ひきこもる」ことができる施策の整備が急がれる。

その後、堺、京都会場と分かれ対面参加者での交流会、意見交換会が持たれた。京都会

場では、受援力とはいうが受援される側(支援者側)の力が落ちているのではないか、自らのしんどさで支援どころではない場面もあるのではないか、逆に、支援をというけれど、その支援は当事者が求めている形、内容なのか、という視点がだされた。またこのようなシンポジウムが開催されることは、考えを整理したり、新たな出会いとなるので大変ありがたいという声も聴かれた。

対面の交流が中心となったため、オンラ

イン参加の当事者や家族の声を聴くことができなかったことが残念であった。最後の双方の交流会の様子の報告会がなかったため、堺でのご発言の内容を確認ができなかったが、ご盛会であったとのことであった。

本会を企画運営されたひきこもり学会の皆さま、後援として応援して下さった京都支部の皆さま、本当にありがとうございました。

(文責 近藤真理子)

「老朽原発うごかすな！実行委員会」主催「9.23 老朽原発うごかすな！高浜全国集会」と高浜町・関電への申し入れの紹介

「老朽原発うごかすな！実行委員会」代表の木原壯林氏より、標記集会の様子と集会名での申し入れについて報告がありましたので、ご紹介いたします。

関電は、若狭湾の原発で溜まり続ける使用済み核燃料について、2024年2月8日、「乾式貯蔵施設」を原発敷地内に設置するための事前了解願いを高浜町、おおい町、美浜町、福井県に提出し、3月15日、3町長は申請了承の意向を福井県に伝えた。その事態を受けて、9月23日の集会は、関西、福井、石川、富山、愛知、岐阜、首都圏、四国など全国から約360人が高浜町文化会館に集まって行われた。集会には、前日の豪雨を押して珠洲市から駆け付けられた志賀原発廃炉訴訟原告団長の北野進さんも参加され、地震大国日本に原発はあってはならないことをアピールした。

集会では、高浜町と関電に対する申し入れ書が採択された。申し入れの主旨は、高浜1、2号機、美浜3号機の停止、高浜3号機、4号機の即時廃炉だけでなく、今まで蓄積した使用済み核燃料の処理、処分、保管に関する真剣かつ広範な議論を求めるものである。

とくに、使用済み核燃料の「乾式貯蔵」を認めることは、燃料プールの空きを利用した危険な老朽原発の運転継続につながることで、使用済み燃料の敷地内の「永久貯蔵」になりかねないことを警告している。

関電に対しては、「福井県外に中間貯蔵地を探す」という約束の反古を繰り返していると糾弾している。関電は、1996年と2021年に「使用済み核燃料は福井県外に搬出するために、県外に中間貯蔵施設を探す。それが果たされなければ県内原発は運転しない」と福井県知事に約束したにもかかわらず、青森県の再処理工場の稼働が延期を重ね未だに稼働の見通しは立っていない。そのような状況で、関電は「使用済み核燃料搬出の円滑化のために原発構内に乾式貯蔵施設の設置を検討する」とし、福井県内での「乾式貯蔵」への布石を打ったことになる。

申し入れでは、「使用済み核燃料の行き場を見出せない関電は、2021年の福井県知事との約束を完全に履行し、老朽原発の即時停止を実行するのが当然で、責務です」としている。

8月に行われたJSAの原発シンポジウムでも、廃炉後を展望した核廃棄物の長期保管方法として「乾式貯蔵」の是非が議論された。プールでの水冷保管を一定期間（10年以上、MOX燃料はさらに長期）経た核廃棄物は自然空冷が可能な乾式保管に移行可能ではあるが、今回の関電の動きは危険な老朽原発の存続を前提として原発構内の核廃棄物をさらに増やし続けるものであり論外である。

(文責 前田耕治)

支部主催・関連行事

1. 京都支部10月読書会 (ZOOM)

日時:10月22日 (火) 15:30から17:30

日本の科学者2024年9月号「AIとジョブ型雇用」

担当: 三木論文 (大倉) / 那須野論文 (坂本) / 佐藤論文 (左近)

<https://us06web.zoom.us/j/82444177511?pwd=C101M7H7My0EMwjZmUkTpUCPqnwudD.1>

ミーティング ID: 824 4417 7511

パスコード: 331607

2. 生かそう憲法 守ろう九条11・3憲法集会 in 京都

日時: 11月3日 (日) 13:00 から

会場: 円山公園音楽堂 (オンラインも併用)

参加費: 無料

13:00~13:25 オープニング

1330~ 講演: 村上一博 (明治大学教授法学研究科教授)

「虎に翼」と日本国憲法

15:00頃~憲法ウォーク (円山公園→四条通→河原町通り→京都市役所前)

主催 憲法9条京都の会/9条改憲NO!全国市民アクション・京都

企画・運営 11・3憲法集会実行委員会

3. 「市民科学通信」サロン (第1回)

日時: 2024年11月3日 (日) 15:00~17:00

場所: 冬水文庫 京都市 上京区講堂町 231, 榎木町通り猪熊東入ル

参加費: 無料

<<テーマ: ドイツの政治状況一極右(AfD)の台頭, 社会民主党(SPD)と緑の党の後退>>

講師: 照井日出喜さん (月刊「市民科学通信」編集長, 元北見工業大学教授)

主催: NGO 市民科学京都研究所, 協力: 京都自由大学

4. バイバイ原発きょうと3.8集会イベント

「寺尾紗穂 ピアノ弾き語りライブ」 3. 1 1を振り返る

日時：2024年11月27日(水) 18:00～20:00

場所：紫明会館(京都市営地下鉄 鞍馬口駅徒歩6分)

参加費：一般3000円、学生1000円(定員100名)

参加予約：<https://www.byebyenuclearkyoto.com/>



5. 第25回総合学術研究集会(オンライン)

平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために—市民として科学者として今、私たちにできること—

開催期間：11月23日(土)～12月8日(日)

ホームページ&3rdサーキュラー <https://jsa.gr.jp/d/sougaku/start>

チラシ(参加申込方法も記載されています)

https://jsa.gr.jp/d/_media/sougaku/25sougaku-chirashi.pdf

<全体企画>

11月23日(土) 13:00～13:15 開会式

基調講演

13:15～14:30

「人類の進化史と現代社会—現代社会は発展したが、そこには負の側面もある—」

長谷川真理子氏(総合研究大学院大学前学長)

全体集会

14:40～18:00

「科学者運動としての学際研究と市民科学—社会課題の解決とJSAの活性化の同時達成へ—」

中塚武氏(名古屋大学)「『JSA学際研究・市民科学発展プログラム』が目指すもの」

畑明郎氏(元大阪市立大学)「これまでのJSAにおける市民との連携の歴史—公害問題、とくにイタイイタイ病を中心に—」

中村征樹氏(大阪大学)「シチズンサイエンスの可能性と課題」



◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(10月1日現在)

一般会員	151	
特別会費会員:	3	
家族割り特別会費会員	2	
若手会員:	13	
【会員合計】	169人	読者: 3人

2. 会費納入状況(10月1日現在)

一般 122/151(前納8を含む) ※ 他に2025年度の前納:7) 特別 0/3
家族 2/2 若手 6/13

3.2024年9月決算

2024年度累計		2024年9月決算	
収入累計	2,059,605円	9月收入合計	260,686円
<u>支出累計</u>	<u>1,322,957円</u>	<u>9月支出合計</u>	<u>437,224円</u>
収支累計	736,648円	9月分収支	△ 176,538円
<u>前年度繰越金</u>	<u>175,286円</u>	<u>前月繰越金</u>	<u>1,088,472円</u>
9月末残高	911,934円	9月末残高	911,934円